

平成19年3月23日

三川町長 阿部 誠

### 三川町国民保護計画の公表について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第1項の規定により、三川町国民保護計画を作成したので、同条第5項の規定に基づき、下記により公表する。

#### 記

1. 公表する場所等
  - (1) 三川町総務課事務室
  - (2) 三川町ホームページ